

～新たな取組や経営発展のために機械・施設の導入を検討中の皆様へ～

## 令和5年度「農地利用効率化等支援事業（通常タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）」及び令和4年度補正「担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

「農地利用効率化等支援事業（通常タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。

この事業は、継続が見込まれるので、今年度も要望調査を行います。

下記のとおり、内容をご確認のうえ応募いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算確保の関係上、期限を過ぎた場合、申込は受け付けられませんのでご了承ください。また、両事業は、国予算の確保の状況等により、事業自体がやむを得ず中止となる場合がございます。

【 締 切 】 令和4年9月5日（月）17：00必着 ※期限厳守

【申込後の流れ】 上記締切以降、年度内に個別ヒアリングを行い、申請内容や成果目標等を確認する予定です。要望内容に応じたポイントによる選考を経て、採択がおりた場合には本申請の手続きに移行していきます。

【 応募資格 】 以下の①～③の全てに該当する方（④・⑤は該当される方のみ）

- ① 浜松市の「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者であること。
- ② 配分基準点の自己チェック表が合計12点以上であること。
- ③ 導入予定の機械や施設を活かして新規取組等の成果目標を立て、3年以内に達成できること。  
※未達成の場合には補助金返還になる場合がございますのでご注意ください。
- ④ 過去に国庫補助事業を採択されたことがある方の場合、未達成となっている目標がないこと。  
※国庫補助事業とは、今回の要望調査対象事業のほか、経営体育成支援事業や強い農業・担い手づくり総合支援事業を含みます。
- ⑤ ①に該当しない者のうち、地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者（ただし事業2-1を除く）

【 申込条件 】 以下の①～⑥の全てを了承いただける方

- ① 国からの通知を受け、要件等の内容変更や、事業が中止される場合があります。
- ② 各事業は、全国の中でポイントの高い市町村又は地域から採択される事業です。  
市又は地域のポイントは、申請内容を構成する経営体の配分基準ポイントの平均値から算出され、経営体の配分基準ポイントは、3年後の達成目標や、これまでの取組内容に基づいて算出されます。

- ③ 浜松市が事業採択した後に、機械・施設が発注可能となりますが、現時点での採択時期は未定です。(令和4年度の「農地利用効率化等支援事業」は令和4年9月に発注可能となる予定です。なお、令和3年度補正事業の「担い手確保・経営強化支援事業」は採択者がいませんでした。)
- ④ 本事業により機械・施設を導入した場合、耐用年数が切れるまで利用日誌等の作成・提出が必要で。また、整備した機械・施設について気候災害等に備えた保険への加入等が必要です。
- ⑤ 各事業は自らの経営で使用するための取組であって、必ず融資を受けて行う必要があります。
- ⑥ 令和5年度の認定農業者等育成支援事業との重複申請はできません。

	事業 1-1	事業 1-2	事業 2-1	事業 2-2
事業名	農地利用効率化等支援事業 (通常タイプ)	農地利用効率化等支援事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)	担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業 (補助上限100万円)
事業概要	新規の取組や規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために <u>融資を活用</u> して機械・施設等を導入する経費を助成します。 ※自己資金のみで導入される場合は対象外となります。			
補助対象	それぞれの価格が <u>50万円(税込)以上の機械・施設等</u> で、耐用年数が5年~20年のものを新規導入するもの。 ※ 農業用であること。トラック、倉庫等、広く他の用途に使えるものは対象外です。 ※ 老朽化や故障等に伴う買い替え(単純更新)は対象外です。			
補助率	取得価格の3/10以内 又は融資額のいずれか低い額		取得価格の5/10以内 又は融資額のいずれか低い額	
補助上限	個人・法人 300万円	個人 1,000万円 法人 1,500万円	個人 1,500万円 法人 3,000万円	個人・法人 100万円
達成目標	必須目標(付加価値額の拡大)のほか、配分基準で目標として掲げたものは達成すべき目標となります。 【必須目標】付加価値額の拡大 ※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 雇用人件費			
(事業実施年度後3年度内の取組内容)	【必須目標(以下いずれかを選択)】 ①農産物の価値向上 ②単位面積当たり収量の増加 ③経営コストの縮減 【選択目標】 ④経営面積の拡大 ⑤労働時間の縮減 ⑥経営管理の高度化 ⑧農作業の共同化 ⑨他産業との連携		【選択目標】 ①経営面積の拡大 ②農産物の価値向上 ③農業経営複合化 ④農業経営法人化 ⑤青色申告の取組 ⑥環境配慮の取組 ⑦農作業の共同化(事業2-2のみ) ⑧労働時間の縮減(事業2-2のみ) ⑨輸出の取組	

※ 農地利用効率化等支援事業は令和4年度、担い手確保・経営強化支援事業は令和3年度補正事業における内容を記載しています。事業内容及び目標内容、配分基準等は国の要綱改正により変更される可能性がありますのでご承知おきください。

【 申込方法 】 お申込みは、下記の書類をご記入の上、郵送又はメールにてご提出ください。  
※あて先等については、応募用紙上部の記載をご参照ください。

(1) 応募用紙 …………… 1 枚

(2) 配分基準チェック表 ……… 1～2 枚

(希望する事業に対応するチェック表を A～D から選択し、作成)

(3) 直近の決算報告書 ……… 個人の場合、令和 4 年度の青色申告決算書の写し

法人の場合、直近の決算報告書（貸借対照表及び雇用人件費の  
詳細がわかる部分等）の写し

【問い合わせ先】 浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話：053-457-2331（担当：神谷）

メールアドレス [noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 令和4年度「浜松市認定農業者等育成支援事業」の追加募集について

### ◎ 令和4年度に農業用機械・施設の導入をご検討されている方へ

認定農業者等育成支援事業は、多様な産地の維持発展を図るため、農業用機械・施設の導入等の取組にかかる経費に対して支援する、浜松市の独自事業です。

このたび令和4年度事業の追加募集を行いますのでお知らせします。(採択は若干名となります)

- **事業概要** ● 認定農業者及び認定新規就農者が営農に使用する農業用機械・施設の導入等について市が補助します。(ただし、国庫補助事業との重複申請はできません)
- **対象者** ● 対象者は下記の条件をすべて満たしているもの
  - ① 浜松市に居住しかつ市内で営農する認定農業者又は認定新規就農者であること。
  - ② 市税の未納がないこと。
  - ③ 国庫補助事業(※)を活用したことがない者、及び過去に国庫補助事業を活用し既に成果目標を達成した者。(国庫補助事業を活用し、現在成果目標を達成していない者は除く)
    - ※ 国庫補助事業とは…経営体育成支援事業(但し被災型を除く)、担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)、農地利用効率化等支援事業のことをいう。
  - ④ 過去に本事業の補助を受けていない者。
  - ⑤ 別に定める成果目標を達成できる見込みのある者。
  - ⑥ 応募機械・施設等について、重複して他の補助金を申請しない者。
- **補助内容** ● 対象事業：農業用機械・施設の導入、更新、農業用機械のレンタル等に係る費用
  - ※詳細は別添の事業説明書をご参照ください。
  - 補助率：対象経費の15%以内
  - 限度額：施設整備を含む取組：300万円
  - 施設整備を含まない取組：150万円
  - ※農業用機械のみの取組の場合は150万円です。
- **応募方法** ● 別添の「事業説明書」及び「応募用紙」をよくご確認のうえ、期限内にご応募ください。
  - ※ 応募締切後に審査を行い、採択・不採択をお知らせします。
  - ※ 事前着工は対象外となりますのでご注意ください。
- **お知らせ** ● 本事業に関わる申請書類等は、浜松市ホームページの「認定農業者等育成支援事業」からダウンロードすることができます。

### ■ 提出窓口・問い合わせ先 ■

農業振興課 担い手支援グループ(市役所本館6階)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2	電話：053-457-2331
農業振興課 北部農業グループ(北区役所3階)	〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305	電話：053-523-1113
農業振興課 浜北農業グループ(浜北区役所3階)	〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000	電話：053-585-1117
農業振興課 天竜農業グループ(天竜区役所南館1階)	〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481	電話：053-922-0030

## 「認定農業者等育成支援事業」補助対象事業の一例と注意事項

分類	詳細	補助対象となるもの	事業実施の可否	
			導入	レンタル
施設	ビニールハウス	ビニールハウスの建築に係る経費 ・工事費、資材費、その他設備の設置費を含む ビニールハウス等の機能向上 ・耐候性向上の補強 ・灌水装置、環境制御装置（ミスト）、遮光カーテン、 ビニール二重構造化等の施工 ・耕作放棄されていたビニールハウスの再生	○	×
	棚、防風ネット	果樹用棚、防風ネットで容易に移動ができないもの	○	×
	堆肥舎・畜舎	屋根があり、悪臭対策・排水機能が適切であるもの	○	×
機械	圃場で使用する機械	耕耘機、田植機、稲刈機、肥料散布機、草刈機、薬剤散布機、移植機、収穫機、運搬機、暖房機等、及びそれに付属可能な農業用機械	○	○
	作業場で使用する機械	製函機、選別機、皮剥き機等、及びそれに付属する機器についても対象	○	○
	作業環境改善のための機械	移動式トイレ、アシストスーツなど ※但し、使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であり、営農以外に用いないこと。	○	○
	汎用性があるが条件を満たした場合に補助対象と認められる機械	バックホウ ※但し、果樹の改植、圃場整備等、作業内容が明確で、使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であり、営農以外に用いないこと。	○	○
		ホイールローダー ※但し、堆肥の運搬等、作業内容が明確で使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であり、営農以外に用いないこと。	○	○
		フォークリフト ※集出荷作業等、作業内容が明確で使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であり、営農以外に用いないこと。	○	○
		冷蔵庫・保冷库（1坪以上のもの） ※但し、農業用のみの使用であること。	○	○

補助対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存施設の解体撤去費及び処分費</li> <li>• ビニール張り替え等の単純な修繕費</li> <li>• 業者施工以外に係る資材費及びそれに係る経費</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽トラックなど農業用以外に容易に使用できる機械</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• パソコンなど農業用以外に容易に使用できる機械</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 冷蔵庫・保冷庫（1坪未満のもの）</li> </ul>

●事業に共通する注意事項●

- ☑ 修繕、メンテナンス等の維持管理に係る費用は対象外。
- ☑ 残存耐用年数が2年以下の機械・施設は対象外。
- ☑ 個別の機械・施設の価格及びレンタル料が10万円未満の事業は対象外。
- ☑ 業者施工による施設、販売業者及びレンタル業者から購入・レンタルする機械を補助対象とし、資材のみの購入や、知り合いの農家等、個人から購入及びレンタルする機械等は補助対象外。

●施設の整備に関する注意事項●

- ☑ 「施設」とは、容易に移動させることができない農業用の構造物を指し、原則基礎工事を伴うものをいう。
- ☑ 申込に必要な見積書は参考見積書で可能だが、完成後は出来形設計図書（材料や経費の積算書類及び出来形図面）の提出が必要となる。
- ☑ 施工予定地の農地利用や建築に関する法令について確認を必ず行うこと。施設を設置する土地が自己所有もしくは借地で利用権設定等がされていることが要件となる。
- ☑ 事業で整備したハウスは、農業共済等の保険に加入することが要件となる。
- ☑ トイレ（移動式を除く）や農機具小屋等、汎用性が高い施設は補助対象外。

●機械の購入に関する注意事項●

- ☑ 「機械」とは、1台あたりの事業費が10万円以上の農業用として使用する機械のことをいう。
- ☑ 農業以外に容易に使用できる機械については、農業との関連が認められ、使用日誌等を提出することが条件となる。農業用の目的以外には使用できない。

●機械のレンタルに関する注意事項●

- ☑ レンタルに関する補助対象期間は、交付決定後から令和5年3月10日までとする。
- ☑ レンタル中に発生した修繕費及びトイレ等で発生したし尿処理経費等の維持管理費用については対象外。